

福岡工業大学ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(R5.7.1)

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	適合状況	解説
1-1 建学の綱領	○	-
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	○	-

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	適合状況	解説
2-1 理事会	○	2-1 (1)
2-2 理事	○	-
2-3 監事	○	-
2-4 評議員会	○	-
2-5 評議員	○	-

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	適合状況	解説
3-1 学長	○	3-1 (2)
3-2 教授会	○	-

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	適合状況	解説
4-1 学生に対して	○	-
4-2 教職員等に対して	○	-
4-3 社会に対して	○	-
4-4 危機管理及び法令遵守	○	-

第5章 透明性の確保（情報公開）	適合状況	解説
5-1 情報公開の充実	○	5-1 (1)

<適合状況についての解説>

第1章 2-1 理事会
<p>本学は、理事会権限の明確化及び経営機能の強化を図り、監査法人と監事の連携強化等によって、経営活動及び教育研究活動、並びに財産状況のチェック機能等の充実を図っています。特に、経営・財政運営については格付2社の審査・評価を取り入れた、PDCAによる改善手法を導入しています。</p>

第3章 3-1 学長
<p>本学は、令和5年度より新たに副学長制を設け、学長のリーダーシップの下に、改革・改善のスピード化や実効性の強化を図っています。</p>

第5章 5-1 情報公開の充実
<p>本学は、法律上定められていない情報についても、積極的に情報公表をしております。具体的には、毎年「教育・研究活動報告書」を発行し、本学の中期経営計画に基づく各種の取組成果について、図表や数値実績を中心に多様なステークホルダーに積極的な情報公開をしております。</p>